

排水設備工事検査実施要領

(目的)

第1. この要領は、東久留米市下水道条例に基づき東久留米市都市建設部施設建設課が実施する排水設備工事の検査の事務処理方針を明確にすることにより、施行の適正かつ迅速な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2. この要領において用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 排水設備

排水設備とは、公共下水道の供用が開始された区域内の土地、建物の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、管きょ、その他の排水設備をいう。

(2) 屋内排水設備

屋内排水設備は、陶器等の衛生器具からます又は排水本管に接続するまでの排水管、通気管及びそれらに付属する設備をいう。

(3) 屋外排水設備

屋外排水設備は屋内排水設備を除き、屋外に設置するます及び排水本管等で公共下水道のますに固着するまでの排水設備とする。

(4) ます

屋外排水設備の清掃、換気、点検、採水の目的のため管径の変化する箇所あるいは、会所部分等に設けるコンクリート製、又はその他の角ますあるいは、丸ますをいう。

(5) 排水設備計画届出書（以下「届出書」という。）

排水設備の新設、増設、又は改造をしようとする者（設置者）が工事着工7日前に届出る計画届出書をいう。

(6) 排水設備工事完了届（以下「完了届」という。）

排水設備工事が完了した日から5日以内に届出る工事完了届出書をいう。

(7) 指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）

東久留米市下水道条例施行規則により指定を受けた下水道工事店をいう。

(8) 除害施設

工場及び事業所から種々の排水が発生するが、これらの排水の中には、そのまま公共下水道へ排除すると下水道施設を損傷したり、あるいは下水道終末処理場からの水質を悪化させたりするものがある。このような、公共下水道への障害を防ぐために下水排除基準が定められており、この基準を超える下水を適正な水質にするため、事前に処理を行う自家処理施設をいう。

(9) 特定施設

下水道法の特定施設をいい、水質汚濁防止法第2条第2項、及びダイオキシン類特別措置法施行令別表第2の四に定められている特定施設をいう。

(工事検査)

第3. 工事検査とは、指定工事店より完了届の提出された工事について、届出書、完了届及び図面に基づいて審査を行う（書類審査）こと、及び届出書、完了届及び図面に基づいて審査を行い現地を照合確認する（現場確認審査）ことをいう。

(検査対象)

第4. 東久留米市下水道条例により指定された指定工事店の施行、管理に係る排水設備工事についてのみ検査を行う。ただし、公共工事については別途検査員検査が行われるため、検査対象外とする。

(材料等)

第5. 検査対象に係る材料については、次の事項等を考慮して選定してあるものであること。

- 一、水質、水温、水圧などの使用条件や水中、地中、湿気などの環境条件に対して材質の変化が許容内で強度が十分あり、長期の使用に耐えうるものであること。
- 二、管理、操作が容易であるとともに、故障等による交換部品の調達や維持管理が容易であるものであること。
- 三、原則として、規格品を用いる。規格のないものについては、形状、品質、耐久性及び強度等が十分目的に合うことを調査、確認のうえ選定されているものであること。

(検査済証の交付等)

第6. 検査を完了したときは検査済証を交付する。交付を受けた指定工事店は、検査対象建物所者に確認し、玄関等の外から確認しやすい場所に貼り付ける。

(公共下水道のます)

第7. 公共下水道のますに係る検査は、本要領に拠らず、他の規定による。

(事前協議)

第8. 事前あるいは計画届出時に協議のあった事項についての検査は、事前協議申合せ事項に基づいて検査を行う。

(現場立会い)

第9. 現場検査を実施するときは、原則として、指定工事店の責任技術者の立会いを求めるものとする。

(再検査)

第10. 現場検査等で再検査の告知をしたものは、再検査を行う。その場合現場確認検査は必ず実施する。

(完了図面等の訂正)

第11. 書類検査、現場確認検査時に図面等提出図書の不備を指摘した事項のものは、直ちに現場確認の上、訂正を行うこと。

付則

この要領は、平成12年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月3日から適用する。